

○厚木愛甲環境施設組合事務決裁規程

(平成16年4月1日)
訓令第1号

改正 平成18年4月1日 訓令第1号 | 平成21年4月1日 訓令第2号
平成19年4月1日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、管理者の決裁、管理者の権限に属する事務の専決その他の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者、管理者の職務代理者、管理者の権限の受任者及び専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、管理者の責任において常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 決定 決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- (4) 代決 決裁責任者又は前号の決定を行う者（以下「決定者」という。）が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁責任者又は決定者に代わって決裁し、又は決定することをいう。
- (5) 不在 決裁責任者又は決定者が、旅行その他の理由により、決裁又は決定ができない状態にあることをいう。
- (6) 事務局長 厚木愛甲環境施設組合職員の職の設置に関する規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第5号。以下「職規則」という。）第3条第1項に規定する事務局長をいう。
- (7) 事務局次長 職規則第3条第1項に規定する事務局次長をいう。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として主管係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の決定を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

- 2 副管理者が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。この場合において、事務局次長も不在のときは、主管係長がその事務を代決することができる。
- 4 事務局次長が不在のときは、主管係長がその事務を代決する。ただし、支出命令に係る決裁責任者である事務局次長が不在のときは、事務局長が決裁する。

(代決の制限)

第5条 前条の規定による代決は、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものに限るものとする。

(代決の表示及び後関)

第6条 第4条の規定により代決する場合は、押印欄に押印するとともに、「代」の表示をしなければならない。

- 2 代決した事項については、定例的又は軽易なものを除き、速やかに当該事務の決裁責任者又は決定者に後関しなければならない。

(管理者の決裁事項)

第7条 管理者の決裁事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各執行機関の総合調整に関すること。
- (2) 権限の委任に関すること。
- (3) 別表に定める管理者の決裁区分に属する事項に関すること。
- (4) その他重要又は異例に属する事項に関すること。

(副管理者の専決事項)

第8条 副管理者が専決できる事項は、それぞれ別表に定める専決区分に属する事項とする。ただし、次に掲げる事項については、管理者があらかじめ指定する副管理者が専決することができる。

- (1) 別表の1庶務関係の議会の項の組合議会との連絡調整に係るもの
- (2) 別表の2人事関係に係るもの
- (3) 別表の3財務関係(その2)に係るもの

(事務局長等の専決事項)

第9条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、それぞれ別表に定める専決区分に属する事項とする。

(類推による専決)

第10条 この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務内容によ

り専決することが適当であると認められるものは、この規程に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第11条 特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事項の移譲)

第12条 事務局長は、管理者の承認を得てその専決事項の一部を所属職員に専決させることができる。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第7条、第8条関係)

1 庶務関係

決裁(専決)区分 \\決裁(専決)事項	管理者	副管理者	事務局長	事務局次長
公 印		①公印の新調及び廃止	①公印の改刻 ②公印の管理(所属職員に専決させること。)	①印影の刷込みの承認
文書の保管等				①文書の保管 ②文書の保存及び廃棄の承認
情報公開			①公開又は非公開の決定 ②決定期間の延長 ③第三者の意見の聴取 ④不服申立ての処理	
個人情報保護			①開示若しくは不開示又は訂正若しくは不訂正の決定 ②決定期間の延長 ③不服申立ての処理	
証明・閲覧			①特に異例なもの及び異例なもの	①定例的なもの
出版物	①特に重要なもの	①重要なもの	①軽易なもの	
	①訴訟、調		①裁判所等への	

〔厚木愛甲環〕

五七一

争 訟	停、和解及び意義申立て		出頭	
許可、認可その他の行政処分	①特に重要なもの	①重要なもの	①重要でないが異例なもの	①定例的なもの
調査、報告、進達、副申、通知、照会、回答	①特に重要なもの	①重要なもの	①重要でないが異例なもの	①定例的なもの
公 示 令 達	①条例及び規則の公布 ②告示、訓令等で重要なもの	①重要なもの	①重要でないが異例なもの	①定例的なもの ②他庁から依頼の公告掲示
組合の共催、後援等	①共催・後援等の決定(異例なもの)		①共催・後援等の決定	
広 報	①電波放送による放映の決定 ②広報活動計画の決定		①広報活動計画の調整及び立案 ②組合広報紙の発行 ③報道機関との調整	①組合広報紙の原稿の取りまとめ ②広報資料の交換
情報化に関する計画	①情報化に関する計画の決定		①情報化に関する計画の調整及び立案	①情報化に関する計画の調査
陳 情 要 望 等	①陳情、要望等の回答(特に重要なもの)		①陳情、要望等の調整及び回答(軽易なもの)	①陳情、要望等の事案の処理
総 合 企 画	①組合運営方針の決定		①組合運営方針の調整及び立案	①組合運営方針の調査
組 合 諸 計 画	①計画の決定		①計画の立案、調整及び立案	①計画の基礎調査
	①全職員		①臨時職員	

(厚木愛甲環)

五七二

任用、退職	②執行機関の委員			
配置	①全職員		①臨時職員	
職員定数管理	①職員定数の決定 ②職員定数管理方針の決定			
事務分掌	①事務分掌の決定		①事務分掌の調整	①事務分掌の調査
例規	①制定改廃		①例規の解釈 ②例規集の発行	①例規の審査 ②例規集の編集、加除整理及び貸与
議会	①組合議会の招集 ②提出議案の決定	①組合議会との連絡調整	①提出議案の調整及び編成 ②請求資料の調整	①組合議会議案の収集及び連絡
監査委員			①監査委員との連絡調整	
工事請負	①予定価格(設計額3億円以上)の決定 ②設計額300万円以上の入札参加者の指名選定	①予定価格(設計額1億5千万円以上)の決定	①予定価格(設計額1千万円以上)の決定 ②設計額300万円未満の入札参加者の指名選定 ③部分払金の決定	①予定価格(設計額1千万円未満)の決定 ②入札者の指名通知 ③落札者の決定 ④入札期日延期等の決定 ⑤工期のみの変更、契約の履行に係る諸届の受理 ⑥入札経過調書 ⑦前払金の決定

(厚木愛甲環五)

業 務 委 託	① 設 計 額 300万円以上 の入札参加者の 指名選定	① 予 定 価 格 (設 計 額 2,000万円以上) の決定	① 予 定 価 格 (設 計 額500万円以上) の決定 ② 設 計 額300万 円未満の入札参加 者の指名選定 ③ 部分払金の決定	① 予 定 価 格 (設 計 額500 万円未満)の 決定 ② 入札者の指名 通知 ③ 落札者の決定 ④ 入札期日延期 等の決定 ⑤ 履行期間のみ の変更、契約の 履行に係る諸届 の受理 ⑥ 入札経過調書 ⑦ 前払金の決定
物 品		① 予 定 価 格 (購 入 額 2,000万円以上) の決定	① 予 定 価 格 (購 入 額2,000万円 未満)の決定 ② 購 入 額500万 円以上の入札参加 者の指名選定 ③ 不要物品の処分	① 予 定 価 格 (購 入 額300 万円未満)の 決定 ② 購 入 額500 万円未満の入札 参加者の指名選 定 ③ 入札経過調書 ④ 落札者の決定 ⑤ 納期のみの変 更
予 算	① 予 算 編 成 方針の決定 ② 予 算 案 の 決定		① 財 政 計 画 の 策 定 ② 財 政 事 情 の 公 表 ③ 予 算 の 執 行 管 理	
流 用			① 1 件50万円以 上	① 1 件50万円 未満

(厚木愛甲環五)

五七四

予備費の充用	① 1件500万円以上	① 1件300万円以上500万円未満		① 1件50万円未満
決算	①決算書等の監査委員付議		①決算附属資料 ②決算等の公表	
組合債	①組合債借入申込み	①一時借入金借用	①起債計画書の提出(変更計画を含む) ②起債許可申請 ③縁故債条件の借入条件の決定	
指定金融機関	①指定金融機関の指定			
車両管理			①安全運転運行管理 ②損害保険加入の決定	①保険金の請求 ②車検の申請

2 人事関係

決裁 (専決) 区分 ＼決裁 (専決) 事項		管理者	副管理者	事務局長	事務局次長	
服	年次休暇		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員	
	療養休暇		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員	
	特別休暇		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員	
	欠勤		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員	
勤務命令			①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員	
出勤簿等の整理					①全職員	
務	旅行命令	管内	①副管理者	①事務局長及び会計管理者	①事務局次長	①係長以下全職員
		管外	①副管理者 ②事務局長及び会計管理者	①事務局次長の宿泊を要するもの	①事務局次長 (宿泊を要するものを除く。)	①係長以下全職員
		国外	①全職員			
	職務専念義務免除			①事務局長	①事務局次長以下全職員	

(注) サービスの項中「係長」とあるのは、専任主幹、主幹、副主幹及び主査を含むものとする。

(厚木愛甲環七)

五七六

3 財務関係(その1)

決裁(専決)区分 ＼決裁(専決) 事項	管理者	副管理者	事務局長	事務局次長
調定・徴収				～
国庫補助事業(国庫補助事業)の要望、申請書	①3,000万円以上の要望及び申請 ②3,000万円以上の変更及び辞退届	①3,000万円未満の要望及び申請 ②3,000万円未満の変更及び辞退届 ③返還命令書の処理	①1,000万円未満の要望及び申請 ②1,000万円未満の変更及び辞退届 ③内定及び確定通知 ④実績報告書	①資料の提出 ②着手完成及び中間進捗状況報告

(注)「～」は、金額の制限のないものを示す

3 財務関係 (その2)

決裁(専決)区分 \ 決裁(専決)事項		管理者	副管理者	事務局長	事務局次長	
支	1 報 酬	全細節			専決	
	2 給 料	全細節			専決	
	3 職員手当等	全細節			専決	
	4 共 済 費	全細節			専決	
	5 災害補償費	全細節			専決	
	6 恩給及び退職年金	全細節			専決	
	7 賃 金	全細節			専決	
	出	8 報 償 費	05謝礼(金)		50以上	50未満
			10謝礼(品)	300以上	300未満	50未満
15委員謝礼				50以上	50未満	
20報償(金)				50以上	50未満	
25報償(品)			300以上	300未満	50未満	
30奨励金				50以上	50未満	
35見舞金				50以上	50未満	
担	9 旅 費	全細節	人事関係の規定による			
	10交 際 費	全細節			専決	
	行	11需 用 費	05消耗品	300以上	300未満	50未満
			10燃料費			専決
			15食糧費		10以上	10未満
			20印刷製本費	300以上	300未満	50未満
			25光熱水費			専決
			30物品等修繕料	300以上	300未満	50未満
			35施設修繕料	300以上	300未満	50未満
	為		40賄材料費	300以上	300未満	50未満

(厚木愛甲環)

五七八

12 役 務 費	05電話料				専決
	10郵便料				専決
	15その他通信運搬費				専決
	20保管料		300以上	300未満	50未満
	25広告料		300以上	300未満	50未満
	30手数料		300以上	300未満	50未満
	35鑑定料		300以上	300未満	50未満
	40筆耕翻訳料		300以上	300未満	50未満
	45火災保険料		300以上	300未満	50未満
	50自動車損害保険料		300以上	300未満	50未満
	55その他保険料		300以上	300未満	50未満
13 委 託 料	05施設等管理運営委託料	2,000 以上	2,000 未満	1,000 未満	300未満
	10事務作業等委託料	2,000 以上	2,000 未満	1,000 未満	300未満
	15相談業務委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	20行事関係委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	25パンフレット作成委託料	500以上	500未満	300未満	100未満
	30システム開発委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	35施策事業委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	40建設事業委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	45維持補修委	1,000 以	1,000 未	500未満	150未満

	託料	上	満		
	50扶助事業委託料	2,000 以上	2,000 未満	1,000 未満	300未満
14使用料及び賃借料	10土地賃借料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15テレビ受信料				専決
	20通行料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	25OA機器賃借料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	30その他使用料及び賃借料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
15工事請負費	全細節	10,000以上	10,000未満	3,000 未満	500未満
16原 材 料 費	全細節		1,000 以上	1,000 未満	300未満
17公有財産購入費	05土地購入費	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	10家屋等購入費	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15権利購入費	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	20石標購入費		300以上	300未満	50未満
18備品購入費	全細節	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
19負担金、補助及び交付金	05国負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	10県負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15団体負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満

〔厚木愛甲環〕

五八一

	20その他建設事業負担金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	25水道利用加入等負担金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	30一部事務組合負担金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	35年会費等負担金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	40その他負担金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	45運営費等補助金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	50建設事業補助金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	55交付金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	一部事務局次長専決有(細節05~40で法令等によるもの)				
20扶 助 費	05 扶 助 費 (金)				専決
	10 扶 助 費 (品)		300以上	300未満	50未満
21貸 付 金	全細節	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
22補償、補填及び賠償金	05補償金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	10補填金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満
	15賠償金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満

		20建設事業補償金	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満	
	23償還金、利子及び割引料	全細節				専決	
	24投資及び出資金	全細節	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満	
	25積立金	全細節	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満	
	26寄付金	全細節	専決				
	27公課費	全細節				専決	
	28繰出金	全細節			専決		
	その他	全細節	500以上	500以上	300未満	50未満	
支出負担行為兼支出命令・支出命令	1報酬	全細節				専決	
	2給料	全細節				専決	
	3職員手当等	全細節				専決	
	4共済費	全細節				専決	
	5災害補償費	全細節				専決	
	6恩給及び退職年金	全細節				専決	
	7賃金	全細節				専決	
	8報償費	05謝礼(金)				50以上	50未満
		10謝礼(品)				300以上	300未満
		15委員謝礼				50以上	50未満
		20報償(金)				50以上	50未満
25報償(品)					300以上	300未満	
30奨励金					50以上	50未満	
35見舞金					50以上	50未満	
9旅費	全細節				専決		
10交際費	全細節				専決		
11需用費	05消耗品				300以上	300未満	

	10燃料費				専決
	15食糧費			300以上	300未満
	20印刷製本費			300以上	300未満
	25光熱水費				専決
	30物品等修繕料			300以上	300未満
	35施設修繕料			300以上	300未満
	40賄材料費				専決
12役 務 費	05電話料				専決
	10郵便料				専決
	15その他通信運搬費				専決
	20保管料			300以上	300未満
	25広告料			300以上	300未満
	30手数料			300以上	300未満
	35鑑定料			300以上	300未満
	40筆耕翻訳料			300以上	300未満
	45火災保険料			300以上	300未満
	50自動車損害保険料			300以上	300未満
	55その他保険料			300以上	300未満
13委 託 料	全細節	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満
14使用料及び賃借料	10土地賃借料	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満
	15テレビ受信料			5,000 未満	専決
	20通行料	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満

(厚木愛甲環)

五八三

	25その他使用料及び賃借料	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満
15工事請負費	全細節	15,000以上	15,000未満	5,000 未満	1,000 未満
16原材料費	全細節		5,000 以上	5,000 未満	1,000 未満
17公有財産購入費	05土地購入費	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満
	10家屋等購入費	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満
	15権利購入費	10,000以上	10,000未満	5,000 未満	1,000 未満
	20石標購入費			300以上	300未満
18備品購入費	全細節		5,000 以上	5,000 未満	1,000 未満
19負担金、補助及び交付金	05国負担金				専決
	10県負担金				専決
	15団体負担金				専決
	20その他建設事業負担金				専決
	25水道利用加入等負担金				専決
	30一部事務組合負担金				専決
	35年会費等負担金				専決
	40その他負担金				専決
	45運営費等補助金		5,000 以上	5,000 未満	1,000 未満
	50建設事業補助金		5,000 以上	5,000 未満	1,000 未満

	55交付金		5,000以上	5,000未満	1,000未満
20扶助費	05扶助費(金)				専決
	10扶助費(品)			300以上	300未満
21貸付金	05貸付金				専決
	10預託金	10,000以上	10,000未満	3,000未満	1,000未満
22補償、補填及び賠償金	全細節	10,000以上	10,000未満	3,000未満	1,000未満
23償還金、利子及び割引料	全細節				専決
24投資及び出資金	全細節	10,000以上	10,000未満	3,000未満	1,000未満
25積立金	全細節	10,000以上	10,000未満	3,000未満	1,000未満
26寄付金	全細節		専決		
27公課費	全細節				専決
28繰出金	全細節			専決	
歳入歳出外	全細節				専決

- (注) 1 金額は1件(1決裁)に係るものの額を示し、その単位は、万円とする。
- 2 予算編成時と異なるものに係る支出負担行為にあつては、金額にかかわらず、事務局長と協議するものとする。
- 3 1,000万円以上の支出負担行為にあつては、会計管理者と協議するものとする。